

習志野市特定健康診査の対象とならない場合

- ・国民健康保険短期人間ドックを受検する人
- ・妊産婦
- ・国内に住所を有しない人
- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院している人
- ・障害者支援施設へ入所している人
- ・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している人
- ・地域密着型特定施設を除く特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム又は軽費老人ホーム)に入所している人
- ・介護保険施設(指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設)に入所している人
- ・刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合